部内限

労働基準行政情報システム

事務処理手引

概要・共通編 監督関連編 安全衛生関連編

平成11年12月改訂

労働省労働基準局

安全衛生関連編

個別事業場情報管理システム(安全衛生関係) 労働災害情報管理システム じん肺管理区分情報管理システム 総合対策情報 第1 個別事業場情報管理システム(安全衛生関係)

1	危険機械・有害業	該情報		1
(1)事務処理の概要	要		1
(2) 情報の入力要能	頁		1
(3) 情報の活用方法	去		2
2	健康診断結果情報	R	······	3
(1)事務処理の概要	要		3
(2)様式の変更に一	ついて …	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
(3)情報の入力要能	頁		3
(4)情報の活用方法	去		4
3	安全衛生管理体制	训情報…		5
(])事務処理の概要	要		5
(2) 情報の入力要能	頁		-5
(3) 選任要件の確認	8		5
(4)情報の活用方法	去		6
(5)統計			7

第2 労働災害情報管理システム

1 労	働者死傷病報告情	報						••••••••		8
(1)	事務処理の概要		•••••	•••••				••••••	•••••	8
(2)	情報の入力要領	•••••				••••••		•••••••••		8
(3)	情報の活用方法	•••••	••••••		•••••			••••••		9
2 歹	它災害報告情報	•••••					•••••	••••••		10
(1)	事務処理の概要		• • • • • • • • • • • • •					••••••		10
(2)	情報の入力要領		•••••					•••••		10
(3)	局・本省への報告	f								12
(4)	情報の活用				•••••					12
3]	業中毒等特殊疾病	う (障害)	情報				•••••	•••••	••••••	12
(1)	事務処理の概要	•••••	••••••		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			•••••	•••••	12
(2)	情報の入力要領							•••••		13
(3)	局・本省への報告	î					•••••	••••••		13
(4)	情報の活用				•••••		•••••			13

第3 じん肺管理区分情報管理システム

1	事	- 務処理の概要	1	4
2	愭	報の処理要領	1	4
(1)	申請受付時入力	1	4
()	2)	じん肺診査	1	4
(3)	管理区分決定時の入力	1	4
(.	4)	決定通知に係る処理	1	5
(5)	検査・物件提出命令、作業転換指示等に係る措置	1	5
()	6)	特別加入者に対する取扱い	1	5
(*	7)	不服審査事案に係る取扱い	1	5
(3	8)	特別申請に係る取扱い	1	5
(9)	健康管理手帳交付案内の送付	1	5
3	愭	青報の活用方法	1	6
(1)	じん肺管理区分決定状況検索	1	6
(2)	じん肺発生事業場の検索	1	6
(3)	個人情報検索	1	6
(.	4)	定型統計の種類	1	6

第4 総合対策情報

1	糸	合対策情報の概要	7
2	糸	合対策情報(プレス機械)の活用	7
	(1)	入力契機等	7
	(2)	管理項目の入力に当たって留意すべき事項	7
	(3)	自由設定項目等	9
	(4)	統計等	Э
3	彩	合対策情報(木材加工用機械)の活用)
	(1)	入力契機等)
	(2)	管理項目の入力に当たって留意すべき事項)
	(3)	自由設定項目等	L
	(4)	統計等	L
4	彩	合対策情報(粉じん作業)の活用	2
	(1)	入力契機等	2
	(2)	管理項目の入力に当たって留意すべき事項	2
	(3)	自由設定項目等 24	1
	(4)	統計等	1

- 第1 個別事業場情報管理システム(安全衛生関係)
- 1 危険機械・有害業務情報
 - (1) 事務処理の概要

監督指導、報告書の等の受理、計画の届出の受理、実地調査の実施、検査の実施 等安全衛生業務の実施により把握した事業場に係る危険機械、有害業務、作業主任 者、就業制限、作業環境測定及び特例許可の情報を管理するものである。

(2) 情報の入力要領

当該情報は、把握した都度、事業場の存続期間等を考慮の上必要に応じ、HT又はOCIRからキーボード入力を行うこととし、その入力に当たっては、次のとおりとすること。

- イ 危険機械の範囲は、以下のとおりとし、業務の種類ごとに入力すること。
- (イ)動力プレス機械等
 - (1) 木材加工用機械
 - (1) 荷役運搬機械等
 - (二) 車両系建設機械
 - (れ) 産業用ロボット
- ロ 有害業務の範囲は、以下のとおりとし、業務の種類ごとに入力すること。
- (1) 有機溶剤業務
 - (叩)特定化学物質等取扱い業務
 - (ハ) 鉛業務
 - (こ) 四アルキル鉛等業務
 - は、粉じん作業
 - (1) 電離放射線業務
 - (1)酸素欠乏危険作業
 - (升) 高気圧業務
 - * (リ)指導勧奨による特殊健康診断対象業務
 - ハ 作業主任者を選任すべき作業は、作業内容ごとに入力すること。
 - ニ 就業制限に係る業務は、業務内容ごとに入力すること。

-1-

- ホ 作業環境測定は、測定内容ごとに入力すること。
- へ 有機溶剤業務の入力について、有機溶剤名は有機溶剤を使用する作業ごとに登録するのではなく、事業場全体で使用している有機溶剤をまとめて登録すること。
- ト 電離放射線業務の入力について、放射線源は事業場全体でまとめて登録すること。
- チ 特例許可、適用除外認定事例については、その許可、認定年月日を有害業務登 録時に入力すること。
- リ 作業主任者情報の入力に際し、危険機械・有害業務情報と関連のある作業については、当該情報の画面と作業主任者情報から入力できるが、危険機械・有害業務情報と関連のない作業主任者要選任作業については、作業主任者情報画面から 直接入力すること。
- ヌ 危険機械・有害業務はあるが、その内容が不明の場合には、「詳細不明」を入 力する。また、機械の総台数及び保有台数については、99999台以上のとき は99999とし、種類別台数については、9999台以上のときは9999を 入力すること。
- (3) 情報の活用方法
 - イ検索

個別の事業場に係る危険機械、有害業務等の情報を参照する場合には、事業場 基本情報から危険機械、有害業務情報メニューを選択すること。また、個々の事 業場に係る作業主任者、就業制限、作業環境測定の情報についても同様に検索す ることができる。

ロ 事業場リスト検索

危険機械、有害業務に係る事業場、作業主任者を選任すべき業務を有する事業 場、就業制限に係る業務を有する事業場、作業環境測定の内容別の事業場等をリ スト検索することができる。

なお、該当する法条文の違反事業場を検索することにより作業主任者未選任等 の事業場を把握することができる。

-2-

ハ 定型統計の種類

- (1) 業種別危険機械種類別設置事業場数
- (1) 業種別危険機械種類別設置台数
- (n) 業種別有害業務種類別事業場数·従事者数
- (ニ)業種別作業内容別作業主任者選任事業場数(その1)、(その2)
- (ホ) 業種別就業制限業種種類別事業場数

2 健康診断結果情報

(1) 事務処理の概要

定期健康診断結果報告、特殊健康診断結果報告、じん肺健康管理実施状況報告、 指導勧奨による特殊健康診断結果報告に係る情報を管理するものである。

(2) 様式の変更について

システムの移行に伴い、追って健康診断結果報告に係る各帳票を現行のB5判か らA4判の帳票に変更することとしているが、新システムに移行した後も、当面の 間、健康診断の帳票に関しては、現行の帳票を用いることとする。

- (3) 情報の入力要領
 - イ 事業場から提出された健康診断結果報告については、記載内容についての確認 を行い、問題がなければ、機械処理に支障がないように文字読取枠外に受付印を 押印し、受理後は速やかにOCIR読取装置に入力すること。
 - ロ OCIR入力時は、入力された内容が正しいことを確認し、入力済の報告書は 各局において定める供覧等の手続を経た上で、各局で定める文書保存規程に基づ き保存すること。
 - ハ 労働保険番号に仮番号又は独自番号を用いるものについては、「労働保険番号」欄に記入のないものでも受理し、事業場基本情報検索等により番号を確認し、 記入した後、入力すること。また、事業場基本情報が登録されていない事業場か ら提出があった場合には、第1の1及び2により、新規に事業場基本情報の登録 を行い、当該報告を入力すること。

なお、報告書は、遅滞なく提出するよう事業場に対し指導すること。(毎年3)

-- 3 --

月中旬に統計処理を行うことから、入力が遅れると結果が反映されない。)

(4) 情報の活用方法

イ検索

個々の事業場で実施した健康診断の健診年月日、健診種別から、当該健康診断 結果報告を検索することができる。

口 健康診断結果報告書未提出事業場検索

この検索は、対象期間内に各種健康診断が未報告である事業場の一覧及びあて 名シールが出力されることとなり、このあて名シールを用いて、未提出事業場へ の督促等に活用することができる。

未提出事業場を検索する際にその対象となる事業場は、次のとおりである。

- (イ) 現在廃止されていない事業場
- (p) 前回該当する健康診断結果報告書が提出されていて、今回提出されていな い事業場
- (ハ) 現在有害業務が登録されているが、指定期間内に該当する特殊健康診断結果報告書が提出されていない事業場
- (二) 定期健康診断に関しては労働者数50人以上の事業場に限る。(ただし、
- じん肺健康管理実施状況報告にあっては、2月末日までに報告のないもの)
- (ホ) 有機溶剤健康診断結果報告については、第三種有機溶剤であって、「ヲ」の 業務以外の業務
- ハ 定型統計の種類
 - (1) 規模別業種別定期健康診断結果実施状況報告
 - (1) 規模別定期健康診断実施状況
 - (ハ)規模別業種別じん肺健康管理実施状況報告
 - (こ) 業種別粉じん作業コード別事業場数・従事労働者数
 - (お)業種別粉じん作業コード別従事労働者数
 - (1)業種別各種(有機溶剤等・鉛・四アルキル鉛・特定化学物質等・高気圧・ 電離放射線・指導勧奨)健康診断実施状況報告
 - (ト)業種別各種コード別(有機溶剤業務コード・鉛業務コード・放射線業務コ

- 3 安全衛生管理体制情報
 - (1) 事務処理の概要

事業場から提出された、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医 に係る選任報告をOCIR帳票化し、当該情報を登録する。

- (2) 情報の入力要領
 - イ 事業場から提出された選任報告については、記載内容についての確認を行い、 問題がなければ、機械処理に支障がないようにOCIR文字読取枠外に受付印を 押印し、受理後は速やかに入力すること。
 - ロ OCIR入力時は入力された内容が正しいことを確認し、入力済の報告書は各局において定める供覧等の手続を経た上で、各局で定める文書保存規程に基づき保存すること。
 - ハ 労働保険番号に仮番号又は独自番号を用いるものについては「労働保険番号」 欄に記入のないものでも受理し、事業場基本情報検索等により番号を確認し、記 入した後、入力すること。また、事業場基本情報が登録されていない事業場から 提出があった場合には、第1の1及び2により、新規に事業場基本情報の登録を 行い、当該報告を入力すること。
 - ニ 「選任種別」欄について、衛生管理者の場合であって衛生工学衛生管理者の場合は4と記入すること。
- (3) 選任要件の確認
 - イ 衛生管理者

衛生管理者の資格を有していることを免許証の写し等により確認すること。 ロ 産業医

医師であることのほかに、平成10年10月以降は、

(1) 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって、労働大臣が定めるものを修了した者

- 5 -

- (D) 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生である者
- (ハ)大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授又は講師にあり 又はあった者
- (ニ) 平成8年10月1日以前に労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修 了した者

(ホ) 平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者のいずれかの要件を必要とするので、医師免許のほか、講習修了証、合格証、事業場との産業医契約書、活動実績証明書(任意様式)等によりこれを確認すること。

(4) 情報の活用方法

個々の事業場の選任状況を調べる場合に、検索条件を入力すると、該当する事業 場の選任状況が表示される。

イー未選任事業場検索

未選任事業場を検索する場合には、システム上で以下の条文に記述されている 条件に基づき、事業場規模に応じた要選任人数が選任されていない事業場の検索 が可能である。

ただし、専属の者を選任していない事業場及び選任を要する事業場で選任状況 が満たされていない事業場についての検索はできない。

(1) 総括安全衛生管理者 安衛令第2条

(1) 安全管理者 安衛令第3条

(ハ) 衛生管理者 安衛令第4条、安衛則第7条第1項第4号

- 6 -

(二) 衛生工学衛生管理者 安衛則第7条第1項第6号

(労働者500人以上で特定の業務(健康診断結果報告 書のデータを基に算出される危険有害種別がイ、ハ、 ニ、ホ、リ、ヲ)に従事する労働者の合計が30人以 上の事業場)

(オ) 産業医

安衛令第5条、安衛則第13条第1項第3号

口 産業医別選任事業場検索

この検索は、各産業医が受け持っている事業場の一覧が検索できる。

これにより、例えば専属産業医として届けられているにもかかわらず、他の事業場でも選任されている者等をチェックすることができる。

(5)統計

イ 定型統計の種類

(1) 業種別総括安全衛生管理者選任状況

(D) 業種別衛生管理者·産業医選任状況

(ハ) 衛405 衛生管理者・産業医選任状況報告

(二) 業種別選任種別選任率一覧

口 留意事項

衛生管理者・産業医選任状況については、従来の衛405に準じた統計処理を 行う。ただし、統計の継続性を考慮し、当面の間、システムに入力された選任者 数のみで統計処理を行うもののほかに、平成11年末の手集計による衛405の 件数に平成12年以降に提出された選任報告件数の増減を加えた統計を出力可能 とする。この選任状況報告の結果について公表する必要がある場合には、当面の 間、後者の統計を用いることとしており、今後、事業場の情報がほぼ入力された と考えられる時点で前者の統計による数字に切り替え、後者の処理は行わないこ ととする。

-7.

第2 労働災害情報管理システム

1 労働者死傷病報告情報

(1) 事務処理の概要

事業場から提出された労働者死傷病報告をOCIR帳票化し、データベースを 構築することにより労働災害防止対策の推進に資する統計作成を可能とする。

- (2) 情報の入力要領
 - イ 事業場から労働者死傷病報告が提出されたときは、所定の帳票であること及 び必要記載事項が記入されていること等を確認の上、受理すること。
 - ロ 受理した帳票には、機械処理に支障がないようOCIR文字読取枠外に受付 印を押印すること。
 - ハ 当該報告の入力は、提出があった後、速やかに行うこと。
 - ニ 当該報告の入力に当たっては、記載内容等が適切であることの確認を行い、 入力後、直ちに労働者死傷病報告情報を検索の上、入力された内容が正しいか 否かを確認すること。

なお、労働保険番号等記載の誤りがあったことが確認された場合には、その 情報を削除し、訂正した後再登録を行うこと。

ホ 当該報告の入力に当たっては、事業場基本情報の検索を行い、該当する事業 場基本情報に登録すること。

なお、事業場基本情報が登録されていない事業場から提出があった場合には、 第1の1及び2により、新規に事業場基本情報の登録を行い、当該報告を入力 すること。

へ 職員記入項目のうち、業種、事故の型、起因物、業務上疾病、傷病性質及び 傷病部位は入力すること。

なお、「起因物コード」は、労働災害統計に係る「起因物分類コード表」に よること。

- ト 外国人に係る報告については、国籍を確認の上、キーボードにより必ず入力 すること。
- チ 業務上疾病に係る報告(傷病性質コード番号13以降のもの)を受理した場

合には、職員記入欄の「業務上疾病」に1と記入し、入力すること。

また、上記以外の報告については2と記入すること。

- リ 指定店社に係る報告を受理した場合は、店社コード記入欄に右詰めで店社コ ード(本省設定、局設定、署設定コード)を必ず記入し、入力すること。
- ヌ 建設工事等においては、発注者種類欄に該当する種類(国…1、地方公…2、 公団…3、民間…4、その他…5)を必ず選択すること。
- ル 事業場等区分欄には、次の労災非適用事業場等区分コードのうち該当するコ ードを記入し、入力すること。



- ヲ 郵便番号については、5桁で提出されたものについては7桁に訂正の上、入 カすること。
- ワ 入力済みの報告書は、各局において定める供覧等の手続を経た上で、各局において定める文書保存規程に基づき保存すること。

(3) 情報の活用方法

イ検索

一定の条件に該当する労働災害を発生させた事業場を検索することにより、 監督指導及び安全衛生指導に活用することができる。

口 労働者死傷病報告未提出事業場

労災行政情報管理システムの労災給付データとの突合を行うことにより、労 働者死傷病報告を提出していない事業場一覧及びあて名シールが出力されるこ ととなり、労働者死傷病報告未提出事業場の督促等に活用することができる。 ハ 統計の種類

(1)業種別年別労働災害発生状況

- 9 --

- (1) 業種別事故型別労働災害発生状況
- (ハ) 業種別起因物別労働災害発生状況
- (二) 業種別年齢別労働災害発生状況
- (ホ) 業種別署別労働災害発生状況
- (1) 業種別災害程度別労働災害発生状況
- (1) 業種別事業場規模別労働災害発生状況
- (升) 業種別災害発生月別労働災害発生状況
- (1) 事故型別起因物別労働災害発生状況
- (3) 企業別災害統計
- (1) 業種別年別業務上疾病発生状況
- (7) 傷病分類別年別業務上疾病発生状況
- (7) 業種別傷病分類別業務上疾病発生状況

2 死亡災害報告情報

(1) 事務処理の概要

死亡災害について、事業場からの情報や災害調査等により入手した情報をHT 又はOCIRによりキーボード入力し、容易にシステムへ入力することを可能に する。

なお、略図については、OCIR帳票により入力する。

- (2) 情報の入力要領
 - イ 入手した情報をHT又はOCIRによりキーボード入力すること。また、災 害の発生状況に係る略図については、「OCIR帳票入力(イメージ入力)」 によること。
 - ロ 「業種」及び「起因物コード」は労働基準局報告例規業種分類の小分類まで 入力すること。

なお、「起因物コード」は、労働災害統計等に係る「起因物分類コード表」 によること。 ハ 「外国人国籍」については、当該事案に外国人が含まれている場合は、国籍 を調査の上入力すること。

ニ 建設業に係る事案おいて、事業場情報については、「現場入場労働者数」・「構内(現場)総労働者数」・「工事名称」・「工事の種類番号」・「親事業場数(元請事業場名)」・「発注者種類」・「発注者名称」を、被災者情報については、「現場日数」をそれぞれ入力すること。

なお、「現場入場労働者数」については、被災者の所属する事業場の現場に おける災害発生当日の労働者数を、「構内(現場)総労働者数」については、 元方事業者の労働者数を含めた当該建設工事現場全体の労働者数を、「工事の 種類番号」については、労働基準局報告例規業種分類の小分類までを入力し、

「発注者名称」については、発注者の種類が民間以外の場合入力すること。また、「現場日数」については、被災者が当該建設工事現場に最初に入場した日から災害が発生した日までの当該建設工事現場での勤務日数を入力すること。 ホ 構内下請に係る事案については、事業場情報の「親事業場名(元請事業場名

-)」・「構内(現場)全労働者数」を入力すること。なお、「構内(現場)総 労働者数」については、工場全体の労働者数を入力すること。
- へ 被災者情報における「経験年数」については、被災者の職種通算期間を入力 すること。
- ト 被災者情報における「出稼・一般の別」については、該当する事項を入力すること。

なお、出稼労働者とは、農業を営む者であって、農閑期等を利用して、1ヶ 月以上、1年未満居住地を離れて、他に雇われて就労する者であって、その雇 用期間経過後は、居住地に帰る者をいう。(居住地を離れるとは、自宅所在の 都道府県以外の都道府県で寝泊りする者をいう。)

- チ 被災者情報における「免許取得・資格等」については、災害に関する免許・ 資格等の種類を入力し、「免許・資格等有無」において、その取得の有無を入 力すること。
- リ 概要図については、OCIR帳票に黒のボールペンで書きOCIRにて入力 することとする。

-11-

なお、赤などのドロップアウトカラーは読取りができないため使用しないこ

と。

(3)局・本省への報告

イ新規事案に係る処理

署において入手した情報の登録を速やかに行い、局に報告すること。

なお、局への報告は、情報登録後「報告ボタン」をクリックすることにより、 自動的に報告がなされることとなるが、併せて、システム以外の手段(電話等)により局への連絡を必ず行うこと。

また、局においては、署から報告された情報を確認の後、同様の手順により 本省に報告すること。

なお、本省への報告は、災害発生後一週間以内に、災害調査実施結果を加味するなどして、内容がある程度確定したものとすること。

ロ 局・本省への報告後の「訂正・取消」事案に係る処理

訂正を行う場合は、署において当該情報について、検索、登録及び報告を行 うこと。なお、登録の際は、「訂正」の欄にチェックマークを必ず入力するこ と。

また、情報の取消を行う場合には、当該情報を検索後、「災害の概要」に取消事由を付加記入した上で、登録及び報告を行うこと。

(4) 情報の活用

登録されている情報を検索することにより、安全衛生指導等に有効に活用することができる。

3 工業中毒等特殊疾病(障害)情報

(1) 事務処理の概要

工業中毒等特殊疾病(障害)情報を把握後、入力・登録し、報告を自動化することとする。

(2) 情報の入力要領

次の中毒又は障害(いずれも疑いのある場合を含む。)であって休業1日以上 のものを把握した都度入力する。

- イ 有害物質による中毒及び障害(じん肺を除く。)
- ロ 電離放射線による障害
- ハ レーザー光線、超音波等による障害
- ニ 高気圧障害

ホ 酸素欠乏症

へ振動障害

ト **頸肩腕症候群、非災害性腰痛**

被災者の中に外国人労働者が含まれる災害については、「災害のあらまし」入 力欄に「うち外国人〇人」と入力すること。

- (3)局・本省への報告
 - イ 署において入手した情報の登録を速やかに行い、局に報告すること。

なお、局の報告は、情報登録後「報告ボタン」を押下することにより、システ ム上は自動的になされることとなるが、併せて、電話等により局への連絡を必ず 行うこと。

また、局においては、署から送付された情報を確認の後、同様の手順により本 省に報告すること。

ロ 報告後の「訂正・取消」事案に係る処理

訂正を行う場合は、署において訂正情報を登録及び報告を行うこと。なお、登録 の際は、「訂正」の欄にチェックマークを必ず入力すること。

また、情報の取消を行う場合には、「災害のあらまし」に取消事由を付加記入 した上で、登録及び報告を行うこと。

(4) 情報の活用

登録されている情報を検索することにより、安全衛生指導等に有効に活用することができる。

— 13 —

第3 じん肺管理区分情報管理システム

1 事務処理の概要

申請者から提出された申請書等に基づき、都道府県労働基準局長が決定したじん肺 管理区分等について、申請書に記載された情報とともにキーボード入力し、各種書類 を作成、処理する。

2 情報の処理要領

(1) 申請受付時入力

申請受付時入力の際は、必須入力項目(生年月日、氏名(フリガナ、漢字)、事 業場名等)を確認し、システムへの入力を行う。システムへの入力を行うときは、 事業場・個人の検索を行った上、該当のものを選択(なければ新規登録)し、入力 を行うこと。

なお、入力に係る留意事項は次のとおりである。

- イ 事業者職氏名については、各送付文書のあて名となるので、事業場の名称から入力を行うこと。((例) ○○産業株式会社 代表取締役 △△△△)
- ロ 該当する事業場がなかった場合は、事業場管轄署に事業場基本情報の登録依頼 を行い、事業場基本情報への登録が行われた後、再度操作を行うこと。
- (2) じん肺診査

じん肺診査を行う際は、じん肺診査状況(昭和56年3月30日基発第184号 通達の別紙様式1-2)の出力帳票を印刷し、地方じん肺診査医による診査の参考 情報として活用するとともに、診査終了後、これに診査結果を記録し、地方じん肺 診査医の署名又は記名押印を受けること。

なお、昭和56年3月30日付け基発184号通達の別紙様式2については、シ ステムの出力帳票に登録されていないので、留意すること。

(3) 管理区分決定時の入力

管理区分を決定したら、当該案件を検索し管理区分決定情報の入力を行うこと。

-14--

(4) 決定通知に係る処理

決裁は、前述のじん肺診査状況及び関連資料を添付して行うこと。

なお、決定通知書は、システムで印刷されるじん肺法施行規則様式第4号を用い ることとする。

(5) 検査・物件提出命令、作業転換指示等に係る措置

システムで印刷される検査・物件提出命令、作業転換指示等に係る書類には、再 ・追加検査実施・物件提出命令書、作業転換勧奨書、作業転換実施通知書、作業転 換促進書(甲)、作業転換促進書(乙)、作業転換合意報告書、作業転換指示書、 作業転換実施報告書があり、これらの作成及び送付を行うときは、システムへの検 査・物件提出命令、作業転換指示等に係る情報の入力を行うこと。

(6) 特別加入者に対する取扱い

特別加入者に関する通知書の様式は、システムでは定めていないので、ワープロ ソフト等で別途作成すること。

(7) 不服審査事案に係る取扱い

不服審査事案については、本省から送付される裁決書の写しを参照して、入力を行うこと。

なお、原決定が入力されていないときは、裁決内容を入力することができないの で、原決定を入力した後、改めて入力すること。

(8) 特別申請に係る取扱い

システムでは、特別申請について管理していないので、じん肺法第16条申請分 としてシステムへの登録を行うこと。

(9) 健康管理手帳交付案内の送付

常時粉じん作業に従事する労働者であった者が管理3のイ又はロと決定された場合については、健康管理手帳を交付することとなるが、システムにより交付案内を

印刷することが可能であるので活用すること。

3 情報の活用方法

(1) じん肺管理区分決定状況検索

管轄局署、出力期間を入力することにより、対象期間内の管轄局署内の事業場分 のじん肺管理区分決定状況を他局決定分も含め検索できることとなり、指導事業場 の選定等に活用することができる。

(2) じん肺発生事業場の検索

検索条件を入力することにより、事業場情報が出力される。この検索により、新 規有所見者発生事業場一覧等の出力が可能となるため、指導事業場の選定等に活用 することができる。

(3) 個人情報検索

検索条件を入力することにより、個人情報が出力される。この検索結果を地方じ ん肺診査医に提供することにより、管理区分の変更の判断に慎重を期すことが可能 となるので、じん肺診査に際しては、必ず、出力して活用すること。また、個人で 複数の局に重複申請を行っている事案の確認が可能となるので、居住地の局に申請 を行うように指導すること。

(4) 定型統計の種類

- イ 衛402じん肺健康管理実施状況報告
- 口 業種別管理区分決定状況
- ハ 業種別粉じん作業別新規有所見者発生状況
- 二 業種別年別新規有所見者発生状況
- ホ 粉じん作業別年別新規有所見者発生状況
- ~ 業種別管理区分変更状況
- ト 業種別粉じん作業別管理4決定状況

第4 総合対策情報

1 総合対策情報の概要

総合対策情報は、個別事業場情報管理システムにおける危険機械・有害業務情報を拡 充し、事業場に係る監督結果等情報、健康診断結果情報及び労働災害情報と関連付けて 管理することにより、プレス災害防止総合対策、木材加工用機械災害防止総合対策及び 粉じん障害防止総合対策に係る事業場の情報をより的確に管理し、各総合対策のより効 果的な推進に資するものである。

また、本総合対策情報は、各局署において、管内の各総合対策の対象とする事業場の 災害発生状況、災害防止の取組状況及び事業場規模等、それぞれ特殊性を有することか ら、各局署の総合対策の推進状況等にあわせた活用が可能となっている。

2 総合対策情報(プレス機械)の活用

総合対策情報(プレス機械)は、平成10年9月1日付け基発第519号「プレス災 害防止総合対策について」(以下「プレス総合対策通達」という。)を受けて、各局に おいて実施するプレス災害防止総合対策等の実施に当たって、事業場の情報をより的確 に管理することにより、その効果的な推進に資するものである。

なお、本総合対策情報においては、各局のプレス機械災害の発生状況の違い等を踏ま えその使用を任意とするとともに、使用する場合についても可能な限り必須入力項目を 設けないこととしているところであるが、各局においては、管内の状況を踏まえ、適切 に総合対策情報の活用を図られたい。

(1) 入力契機等

総合対策情報(プレス機械)の入力については、監督・指導等により、当該情報を 把握した後、速やかに行うものとする。

なお、本総合対策情報稼働以前に把握した情報についても、入力することが望まし いこと。

(2) 管理項目の入力に当たって留意すべき事項

イ 入力項目

管理項目中の必須入力項目は「監督・指導等年月日」及び「監督・指導等種別」であり、他は全て任意入力項目である。

- 口 設置台数等
 - (1) 当該プレス機械が安全措置の種類を切り替えることができる場合については、 定常作業で使用される安全措置によって分類すること。また、複数の安全措置を 併用している場合には、以下の優先順位により分類すること。

なお、型式検定に合格することが必要である安全措置については、当該検定に 合格していない場合には、当該安全措置に分類してはならないことはいうまでも ないこと。

- (1) 使用を休止しているプレス機械については、総数に計上すること。
- (ハ) 「最大能力(t)」欄には、プレス機械の種類ごとに当該事業場に設置されて いるプレス機械の圧力能力の最大のものを入力すること。

(優先順位)

- ① 「131 条1 項プレス 安全プレス」
- ② 「131 条1 項プレス 右記以外のプレス」
- ③ 「131 条2 項プレス ガード式」
- ④ 「131 条2 項プレス PSDI」
- ⑤ 「131 条2 項プレス 光線式」
- ⑥ 「131 条2 項プレス 両手操作式」
- ⑦ 「131 条2 項プレス 手引き式」
- ⑧ 「131 条2 項プレス 手払い式」
- ⑨ 「131 条2 項プレス その他」
- ⑩ 「131 条2 項プレス 安全措置なし」

ハ管理状況

(イ)「資格者の状況」の「作業者主任者(5台以上有する事業場)の選任の有無」 については、労働安全衛生法施行令第6条第7号に該当する場合であって有資格 者の中から作業主任者が選任されているとき「有」、作業主任者が選任されてい ないとき「無」と入力すること。作業主任者の選任を要しない場合はこの欄の入 力の必要はなく、「作業主任者に準じる者」(プレス総合対策通達第2の1の(3)

-))の欄に入力すること
- (p) 「安全装置の安全距離及び防護範囲の適否」、「特定自主検査の実施の有無」 については、事業場に複数のプレス機械がある場合管理項目ごとにすべてのプレ ス機械が「適」又は「有」であるときのみ「適」又は「有」とすること。
- (ハ) 「経営首脳者等に対する安全衛生教育」については、労働災害防止団体等が実施する経営者安全衛生セミナー等があること。
- (二)「作業従事者に対する安全衛生教育」については、平成8年6月11日付け基 発第367号「プレス機械作業従事者に対する安全教育について」に基づくプレ ス機械作業従事者に対する安全教育等があること。
- (ホ) 「災害防止協議会」については、プレス総合対策通達第2の4の(3)のプレス 災害防止協議会等があること。
- (へ) 「災害防止強化月間等」については、プレス災害防止協議会等が主催するプレ ス災害防止強化月間等があること。
- (ト) 「災害防止大会等」については、地域におけるプレス災害防止大会、社団法人 日本金属プレス工業協会が主催するプレス安全全国大会等があること。
- (3) 自由設定項目等

「参考事項・意見」、「自由分類項目」、「自由設定項目」及び「自由設定数量」 については、局内の実態を踏まえ、本総合対策情報において管理することができる項 目として定めた項目以外のものを把握し、管理することが総合対策等の推進に当たっ て有効であると考えられるとき使用すること。

(4) 統計等

本総合対策情報においては、管内の状況を適確かつ確実に把握するため、定型統計及び自由統計を使用することができること。

また、「プレス機械事業場監督履歴等一覧」によりプレスの設置台数、プレス災害 発生状況及び監督履歴等が把握できること。

なお、定型統計に係る各報告の入力対象期間は4月1日から翌3月末日までとし、 報告は、遅くとも対象年度の翌年度5月末日(同日が閉庁日に当たるときは、直前の 開庁日。)までに行うこと。

3 総合対策情報(木材加工用機械)の活用

総合対策情報(木材加工用機械)は、平成10年9月1日付け基発第520号「木材 加工用機械災害防止総合対策の推進について」(以下「木工機械総合対策通達」という 。)を受けて、各局において実施する木材加工用機械災害防止総合対策等の推進に当た って、事業場の情報をより的確に管理することにより、総合対策等の効果的な推進に資 するものである。

なお、本総合対策情報においては、各局の木材加工用機械災害の発生状況の違い等を 踏まえその使用を任意とするとともに、使用する場合についても可能な限り必須入力項 目を設けないこととしているところであり、各局においては、管内の状況を踏まえ、適 切に総合対策情報の活用を図られたい。

(1) 入力契機等

本総合対策情報の入力については、監督・指導等により当該情報を把握した後、速やかに行うものとする。

なお、本総合対策情報稼働以前に把握した情報についても、本総合対策情報に入力 することが望ましいこと。

(2) 管理項目の入力に当たって留意すべき事項

イ 入力項目

管理項目中の必須入力項目は「監督・指導等年月日」及び「監督・指導等種別」 であり、他は全て任意入力項目である。

口 設置台数等

- (イ) 「設置台数」欄には、木材加工用機械の種類ごとに休止しているものを含めた 設置台数を入力すること。
- (ロ) 「使用台数」欄には、「設置台数」から木材加工用機械の種類ごとに休止して いることが明らかなものを除いた台数を入力すること。
- (1) 「安全装置等適」及び「有効保持台数」欄には、、それぞれ設置台数のうち必要

な安全装置が設置されているもの及びその内有効に保持されているものの台数を 入力すること

- ハ管理状況
 - (4)「安全管理体制」の「作業主任者の選任の有無」については、労働安全衛生法 施行令第6条第6号に該当する場合であって、有資格者の中から作業主任者が選 任されているとき「有」、労働安全衛生法施行令第6条第6号に該当する場合で あって、有資格者の中から作業主任者が選任されていないとき「無」と入力する こと。

作業主任者の選任を要しない場合、この欄への入力の必要はなく、安全確認者 (木工機械総合対策通達第2の1の(1)のロ)の欄に入力すること。

- (D) 「安全衛生教育」については、木工機械総合対策通達第2の1の(3)のロの安全教育をいうものであること。
- (ニ) 「定期点検等」の「定期点検」は、木工機械総合対策通達第2の(4) のロの年 次の点検をいうものであること。
- (ホ) 「経営首脳者等に対する安全衛生教育」については、労働災害防止団体が実施 する経営者安全衛生セミナー等があること。

(3) 自由設定項目等

「参考事項・意見」、「自由分類項目」、「自由設定項目」及び「自由設定数量」 については、局内の実態を踏まえ、本総合対策情報において管理することができる項 目として定めた項目以外のものを把握し、管理することが総合対策等の推進に当たっ て有効であると考えられるとき使用すること。

(4) 統計等

本総合対策においては、管内の状況を適確かつ確実に把握するため、定型統計及び自由統計を使用することができること。

また、「木材加工用機械事業場監督等履歴一覧」により、木材加工用機械の設置台 数、災害発生件数及び監督履歴等が把握できること。

なお、定型統計に係る各報告の入力対象期間は4月1日から翌3月末日までとし、

-21-

報告は、遅くとも対象年度の翌年度5月末日(同日が閉庁日に当たるときは、直前の 開庁日。)までに行うこと。

4 総合対策情報(粉じん作業)の活用

総合対策情報(粉じん作業)は、平成10年3月31日付け基発第147号「第5次 粉じん障害防止総合対策の推進について」(以下「粉じん障害防止総合対策通達」とい う。)を受けて、各局において実施する粉じん障害防止総合対策等の推進に当たって、 事業場の情報をより的確に管理することにより、総合対策の効果的な推進に資するもの である。

なお、本総合対策情報においては、各局の粉じん障害防止総合対策等の推進状況の違い等を踏まえ、可能な限り必須入力項目を設けないこととしているところであり、各局 においては、管内の状況を踏まえ、適切に総合対策情報の活用を図られたい。

(1) 入力契機等

総合対策情報(粉じん作業)の入力については、監督・指導等により当該情報を把 握した後、速やかに行うものとする。

なお、本総合対策情報稼働以前に把握した情報についても、本総合対策情報に入力することが望ましいこと。

- (2) 管理項目の入力に当たって留意すべき事項
 - イ入力項目
 - (イ)管理項目中の必須入力項目は別添「管理できる情報(粉じん作業)」の必須等 項目欄に〇を付した項目であり、他は全て任意入力項目である。

ただし、同必須等入力項目欄に*を付した項目は、粉じん障害防止総合対策の 進捗状況等を把握するための定型統計「業種別規模別違反条文別重点事項別管理 区分別事業場数」の基本データとなるものであり、これにより、第5次粉じん障 害防止総合対策においては、従来必要であった「労働衛生監督・指導(粉じん) における法令違反等の状況」の本省報告を廃止したところであるので、監督・指 導等で把握したものは原則として全て入力すること。

-22-

ロ 管理項目の入力方法

管理項目の「要否」、「有無」、「適否」の入力は、次の基準に従って入力すること。

(イ) 選択肢の「有」又は「適」については、必要数、必要要件等を全て満たしてい る場合に限り入力すること。

例えば、管理項目のうち、「特定粉じん発生源(局所排気装置)の有無」及び 「特定粉じん発生源(局所排気装置)の適否」については、監督・指導等を実施 した当該事業場の局所排気装置の設置が必要な粉じん発生源全てに局所排気装置 等が設置されているときにのみ「有無」欄に「有」を入力し、また、設置された 全ての局所排気装置についてその必要な構造、性能を有しているときにのみ「適 否」欄に「適」を入力すること。

(ロ)同一の事項について、互いに関連する複数の管理項目がある場合、直前の管理項目で「無」又は「否」の否定的選択肢を入力した場合には、当該管理項目以降の関連する管理項目については未入力とすること。

例えば、「特定粉じん発生源(局所排気装置)」に関する管理項目について、 「局所排気装置」の「要否」欄に「否」を入力した場合には、「有無」欄及び「 適否」欄を未入力ととし、「有無」欄に「無」を入力した場合には「適否」欄を 未入力とすること。

これに関連して、「作業環境測定及びその結果に基づく適正な作業環境管理の 実施状況」に関する管理項目について、「単位作業場所の数」欄に「0」を入力 した場合には、「作業環境測定の実施の有無」欄を未入力とすること。

- (ハ) 同一の作業について、複数の特定粉じん発生源に係る措置が認められている場合において、
 - a いずれかの措置が講じられているときには、当該措置に係る「要否」、「有 無」、「適否」等を入力し、当該措置以外の措置に係る項目については、「要 否」欄に「否」を入力すること。

例えば、粉じん障害防止規則第4条第5号に係る特定粉じん発生源について は、「1密閉する設備を設置すること」、「2局所排気装置を設置すること」 の2とおりの措置が認められているが、この場合、局所排気装置が設置されて

-23-

いるときには「局所排気装置」の「要否」欄に「要」、「有無」欄に「有」、 「適否」欄に「適」あるいは「否」のいずれかを入力した上で、「密閉する設 備」の「要否」欄に「否」を入力すること。

b いずれの措置も講じられていないときには粉じん障害防止規則第4条の表の 下欄の1の措置について「要否」欄に「要」、「有無」欄に「無」を入力し、 他の措置に係る項目については「要否」欄に「否」を入力すること。

例えば、密閉する設備又は局所排気装置のいずれも設置されていない場合に は、粉じん障害防止規則第4条第5号に係る特定粉じん発生源について、「密 閉する設備」の「要否」欄に「要」、「有無」に「無」を入力した上で、「局 所排気装置」の「要否」欄に「否」を入力すること。

(こ) 適用除外に係る管理項目の取扱いについては、当該適用除外により措置が免除 される項目については「要否」欄に「否」を入力するとともに、適用除外に当た っての代替措置が義務づけられているときは、当該代替措置に係る「要否」、「 有無」、「適否」等を入力すること。

例えば、粉じん障害防止規則第7条第1項が適用される場合には、「特定粉じん発生源」の5つの「要否」欄の全てに「否」を入力し、「呼吸用保護具」の「 要否」欄に「要」を入力すること。

なお、同一事業場において適用除外に該当しない粉じん作業場所と適用除外該 当の粉じん作業場所が混在する場合には、適用除外に該当しない粉じん作業場所 に係る事項を優先させて入力すること。

(ホ) 廃止された粉じん作業については、「作業者」欄に「0」を入力すること。

(3) 自由設定項目等

「参考事項・意見」、「自由分類項目」、「自由設定項目」及び「自由設定数量」 については、局内の実態を踏まえ、本総合対策情報において管理することができる項 目として定めた項目以外のものを把握し、管理することが総合対策等の推進に当た って有効であると考えられるとき使用すること。

(4) 統計等

本総合対策情報においては、管内の状況を的確かつ確実に把握するため、定型統計 及び自由統計を使用することができること。

また、「粉じん作業事業場監督履歴一覧」により粉じん作業の種類、管理区分決定 状況及び監督履歴等が把握できること。

なお、定型統計に係る入力対象期間は4月1日から翌3月末日までとし、遅くとも 対象年度の翌年度5月末日(同日が閉庁日に当たるときは、直前の開庁日。)までに 行うこと。

管理できる情報(粉じん作業)

۰.

【注】監督・指導ごとに履歴管理を行う

項番	管理項目	入力方法	内容等	必須等項目	検索項目	
1	労働保険番号	自動			0	事業場基本情報から
2	監督・指導等年月日	<u>+-</u> *	年月日	0	0	
3	監督•指導等種別	選択		0	0	
4	粉じん作業管理対象者総数	<u>+-</u> ボ-ド	数字		0	
5	粉じん作業従事労働者数	<u>+−</u> * −ト	粉じん作業ごと		0	4
6	(特定粉じん発生源)湿式型衝撃式さく岩機の要否	選択	要否		0	
- 7	(特定粉じん発生源)湿式型衝撃式さく岩機の有無	選択	有無		0	
8	(特定粉じん発生源) 湿潤な状態に保つための設備の要否	選択	要否		0	
. 9	(特定粉じん発生源) 湿潤な状態に保つための設備の有無	選択	有無		O	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
10	(特定粉じん発生源)密閉する設備の要否	選択	要否		0	
11	(特定粉じん発生源)密閉する設備の有無	選択	有無			
12	(特定粉じん発生源)局所排気装置の要否	選択	<u>要否</u>			
13	(特定粉じん発生源)局所排気装置の有無	選択	有無		0	
14	(特定粉じん発生源)局所排気装置の適否	選択	<u>適否</u>		0	
15	(特定粉じん発生源)プッシュプル型換気装置の要否	選択	要否			
16	(特定粉じん発生源)プッシュプル型換気装置の有無	選択	有無	: :	0	
17	(特定粉じん発生源)プッシュプル型換気装置の適否	選択	適否		0	
18	(特定粉じん発生源以外)全体換気装置の要否	選択	要否		0	
19	(特定粉じん発生源以外)全体換気装置の有無	選択	有無		0	
20	(特定粉じん発生源以外)換気装置(坑内)の要否	選択	要否		0	
21	(特定粉じん発生源以外)換気装置(坑内)の有無	選択	有無		0.	
22	除じん装置の要否	選択			0	
23	除じん装置の有無	選択	有無		0	
24	除じん装置の適否	選択	適否		0	
25	呼吸用保護具の要否	選択			0	
26	呼吸用保護具の有無	選択	有無		0	
27	保護具着用管理責任者の選任の有無	選択	有無	*	0	·
28	作業環境測定の特例許可	選択	有無		0	
29	作業環境測定の実施の有無	選択	有無		0	
30	単位作業場所の数	<u>+-*`-}`</u>	数字	 	0	
31	測定結果の評価の実施状況 (最も悪いもの)	+-+		*	0	
32	評価結果に基づく措置の実施の有無	選択	有無	L	0	
33	定期自主検査の実施の有無	選択	有無	<u> </u>		
34	<u> 検査・点検責任者の選任の有無</u>	選択	有無	*		

別添

35	自主的な検査・点検の実施の有無	選択	有無	*	0	
36	6 たい積粉じん清掃責任者の選任の有無		有無	*	0	
37	7 法定清掃の実施状況		適否		0	
38	大清掃運動等自主的な清掃の実施状況	選択	適否	*	0	
39	特別教育に準ずる教育の実施の有無(アーク溶接作業)	選択	有無	*	0	
40	粉じん作業場であることの明示の有無(ア <u>ー</u> ク溶接作業)	選択	有無		0	
41	呼吸用保護具の適正な着用の有無	選択	有無		0	
42	ガイドラインによる健康管理教育の実施の有無	選択	有無		0	
43	法定事項に係る指導の実施の有無(法定事項で違反には 至らないが、指導をした事項の有無)	選択	有無		0	
44	参考事項・意見	キ -, ボ ,ト″	最大1000字ま で		0	フリーワード検索を可能とし、監督 復命書が存在する場合には監督復命 書の参考事項意見欄を上書、あるい は追加(1000文字の制限有り)でき るよう選択可能
45	45 自由分類項目		局署による自由設定		0	複数の選択項目から1つを登録可能 とする
46	46 自由設定項目		局署による自由設定		0	複数の選択項目から複数登録を可能 とする
47	47 自由設定数量		局署による自由設定		0	複数の選択項目から項目を選択し、 数値を登録、複数登録を可能とする

-27-